

町内会ガイドブック

《令和4年度版》



志木市町内会連合会・志木市

このガイドブックは新庁舎への移転前に作成したものです。
新庁舎におけるフロア図、駐車場、直通番号につきましては、
45ページ以降をご参照ください。

志木市町内会連合会・志木市

目次

I. 町内会連合会	1
1 町内会連合会とは	1
(1) 会員	1
(2) 目的	1
(3) 活動内容	1
(4) 運営費	1
(5) 事務局	1
2 町内会連合会への主な手続	2
(1) 参加申込の流れについて	2
(2) 会費の納入について	2
(3) 連合会員の基準、報告について	3
(4) 「町内会に入ろう！加入促進パンフレット」の配布について	3
II. 町内会の手続	4
1 町内会担当課について	4
2 町内会の主な手続について	5
(1) 町内会補助金交付の手続	5
(2) 防犯灯電気料補助金交付の手続	6
III. 市の町内会関係業務	7
1 【生活】	7
(1) 広報紙や回覧などの配布	7
(2) 水路クリーンサポート報奨金制度	7
(3) 活動スペースゆめ・みらい	7
(4) 志木市コミュニティ拠点整備支援事業	7
(5) 元気の出るまちづくり活動報奨金	7
(6) 志木市町内会コミュニティふれあいサロン支援事業	9
2 【安心・安全なまちづくり】	10
(1) 救急医療情報キット配布事業	10
(2) ご近所で気になる子どもの相談・通報 ～児童虐待ホットライン～	10
(3) 排水ポンプ維持管理補助金	10
(4) 志木市町内会自警消防隊消防施設等補助金	11
(5) 地区防災訓練の実施	11
(6) 防災協力員の指定	11
(7) 自主防災組織支援助成金	11
(8) 防犯灯補助金	11
(9) 自主防犯パトロール活動の支援	11
(10) 青色防犯パトロール活動の支援	11
(11) 防犯カメラの設置	12
(12) 消費生活センター	12
(13) 木造住宅の簡易耐震診断の実施	12
(14) 志木市ホッとあんしん見守りネットワーク	13
(15) AEDの貸出制度	13

3	【健康・医療・福祉】	14
	(1) 母子保健推進員の推薦	14
	(2) 出前健康講座の利用	14
	(3) シニアボランティアスタンプ事業	14
	(4) 街なかふれあいサロン事業	14
	(5) いきがいサロン事業	15
	(6) いろは百歳体操	15
	(7) ランチで食育事業	15
	(8) 地域敬老会支援事業	16
	(9) コミュニティふれあいサロン	16
	(10) アクティブシニア等の社会参加支援	16
4	【教育・文化】	17
	(1) チャレンジスポーツへの参加	17
	(2) しき図書館パートナーズ事業	17
	(3) 「元気に育つ志木っ子条例」	17
IV.	その他の町内会関係団体	18
	1 社会福祉法人 志木市社会福祉協議会	18
	2 日本赤十字社志木市地区	20
	3 志木市川と街をきれいにする運動推進協議会	20
	4 志木市献血会	20
	5 志木市観光協会	20
	6 志木市母子保健推進員連絡協議会	20
	7 朝霞地区防犯協会	20
V.	イベントや学習の支援	21
	1 社会福祉協議会の支援事業	21
	2 コミュニティ物品の貸出し事業	21
	3 志木市まちづくり推進バンク	22
	4 パルシティいろはギャラリー	22
VI.	規約・要綱等	23
	1 志木市町内会連合会規約	23
	2 町内会連合会の慶弔制度	25
	3 志木市町内会補助金交付基準	25
	4 志木市町内会補助金交付基準細則	26
	5 志木市コミュニティ拠点整備支援補助金交付要綱	27
	6 志木市防犯灯設置管理補助金交付要綱	29
	7 志木市水路クリーンサポート報奨金交付基準	30
VII.	公共施設等の案内	32
VIII.	市役所庁舎の案内	38

I. 町内会連合会

【P23 志木市町内会連合会規約参照】

1 町内会連合会とは

(1) 会員

市内38町内会で組織し、単位町内会の会長と副会長が会員となります。

(2) 目的

町内会間の連絡を密にするとともに、会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域コミュニティの発展を目的に活動しています。

(3) 活動内容

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、状況によって延期または中止になる場合があります。

- ◆ 定例総会（書面表決）
- ◆ 新任町内会長への説明会（7月）
- ◆ 市内講演会等（夏頃・秋頃）
- ◆ 町内会長会議（6月、3月）
- ◆ 新年懇親会（2月上旬）
- ◆ 各種募金活動への協力
- ◆ 防犯・防災活動の推進
- ◆ コミュニティ活動の推進
- ◆ 町内会加入啓発活動

(4) 運営費

市補助金及び会員の会費（一人あたり年額5,000円）

※令和4年度にかぎり会費1,000円

(5) 事務局

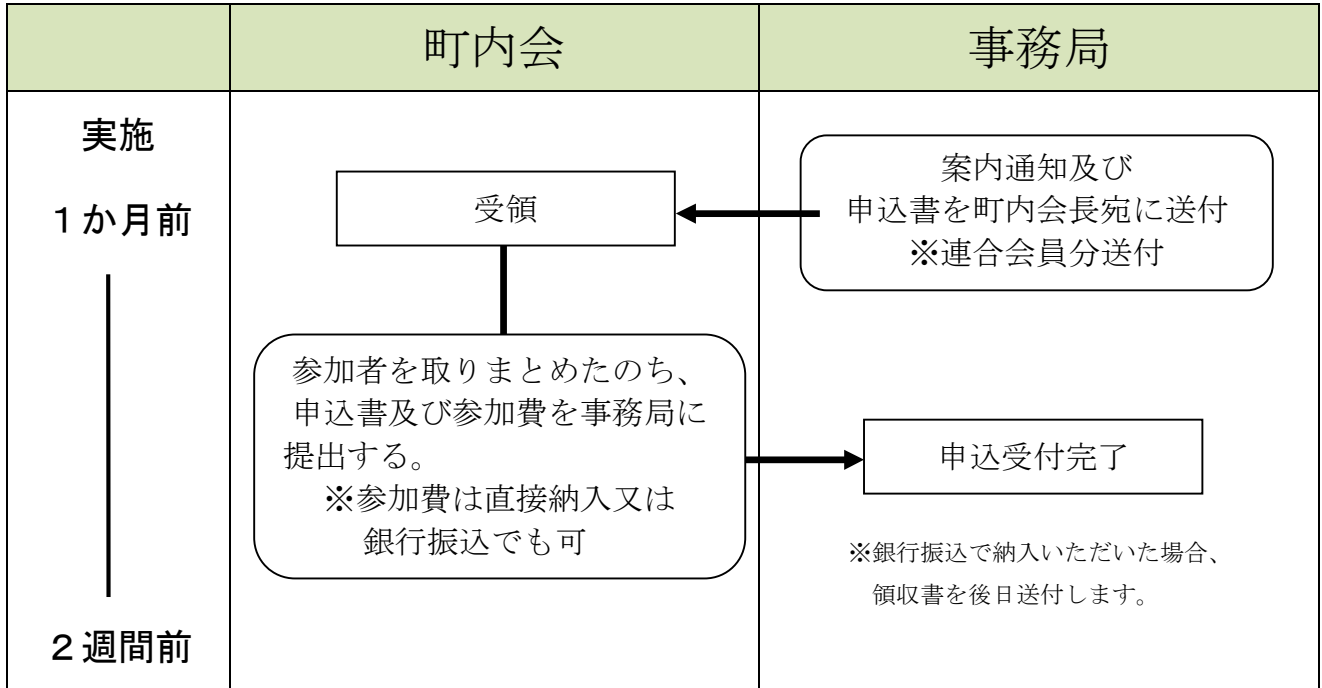
志木市役所第2庁舎1階 市民生活部市民活動推進課 内線2144

2 町内会連合会への主な手続

※通常期の場合

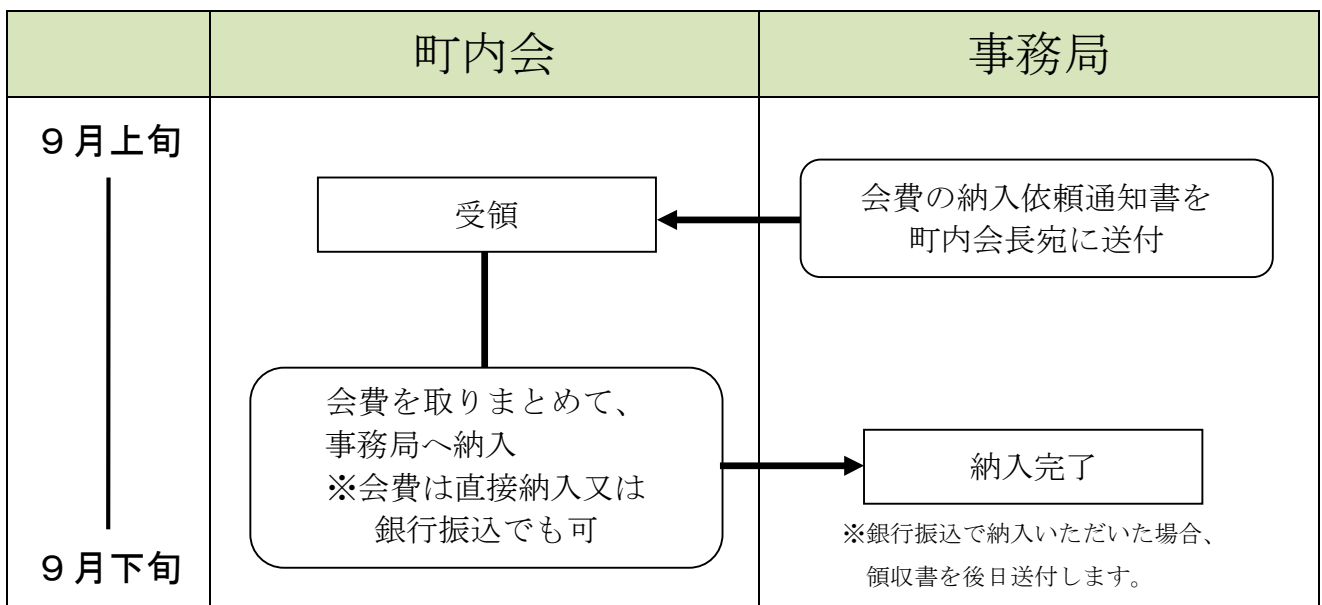
(1) 参加申込の流れについて

定例総会（5月中旬）、先進地視察研修（11月）、新年懇親会（2月上旬）



※参加者に変更が生じた場合、事務局にご連絡ください。

(2) 会費の納入について



(3) 連合会員の基準、報告について

市民活動推進課から照会している「町内会役員調査」でご報告いただいている町内会長・副会長が連合会の会員となります。

※志木市町内会連合会規約第3章第5条参照

※任期途中で退任など、会員に変更が生じた際は事務局まで、ご連絡ください。

(4) 「町内会に入ろう！加入促進パンフレット」の配布について

市内転入者等に対し、連合会が作成している「町内会に入ろう！加入促進パンフレット」を総合窓口課で配布しております。

必要の際は、事務局へご連絡ください。

II. 町内会の手続

1 町内会担当課について

担当／市民活動推進課 内線 2144

市民生活部 市民活動推進課（新庁舎等完成記念事業推進室）

*直通電話 048-473-1468

*FAX 048-474-7009

☎2300 市民生活部長 松井 俊之	☎2140 課長 兼 室長 佐野 由美子	☎2143 主査【●Gリーダー】 ●小山 貴行	☎2144 主任 ●古門 由美子	☎2145 主事補 ●細田 詩織	☎2145 会計年度任用職員 高野 和幸	カウンター
		☎2142 主幹【★Gリーダー】 ★梅木 秀平	☎2141 会計年度任用職員 ★野口 敏明	☎2149 主事 ★新井 貴晃	☎2145 主事 ★齋藤 美結	

【市民活動推進課の担当事業】

- まちづくり推進グループ
市民活動の推進及び市民協働、防犯、暴力排除、自衛隊、町内会（町内会連合会事務局）との連絡調整、コミュニティふれあいサロンに関すること。
- ★ 市民活動支援グループ
国際交流、元気の出るまちづくり活動、ふれあい館「もくせい」、世代間交流、NPO、まちづくり推進バンク、地域間交流、コミュニティ掲示板、文化スポーツ振興公社、市民会館、コミュニティ協議会（志木市コミュニティ協議会事務局）に関すること。

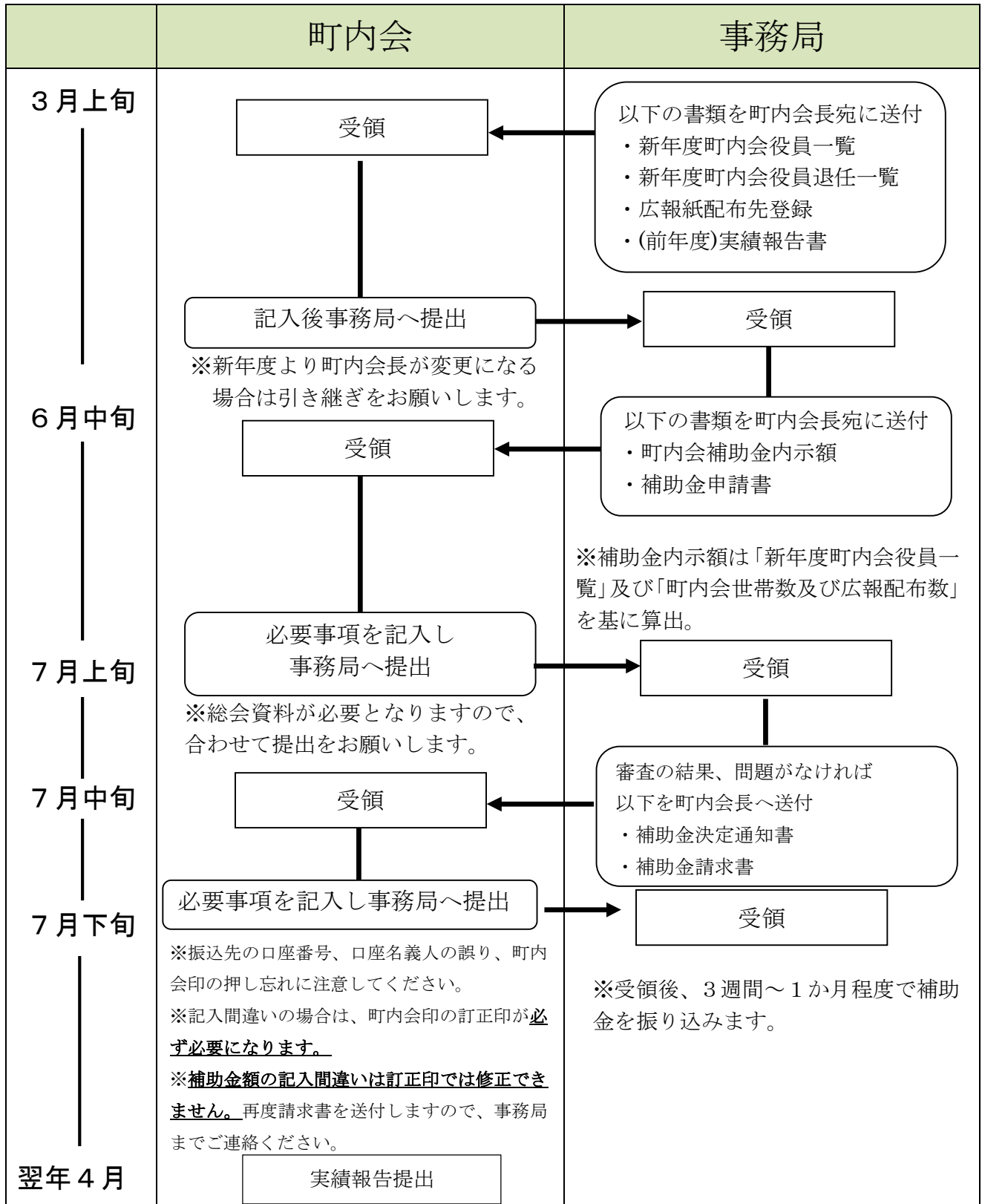
新庁舎等完成記念事業推進室

新庁舎等完成記念事業推進事業及び、実行委員会に関すること。

2 町内会の主な手続について

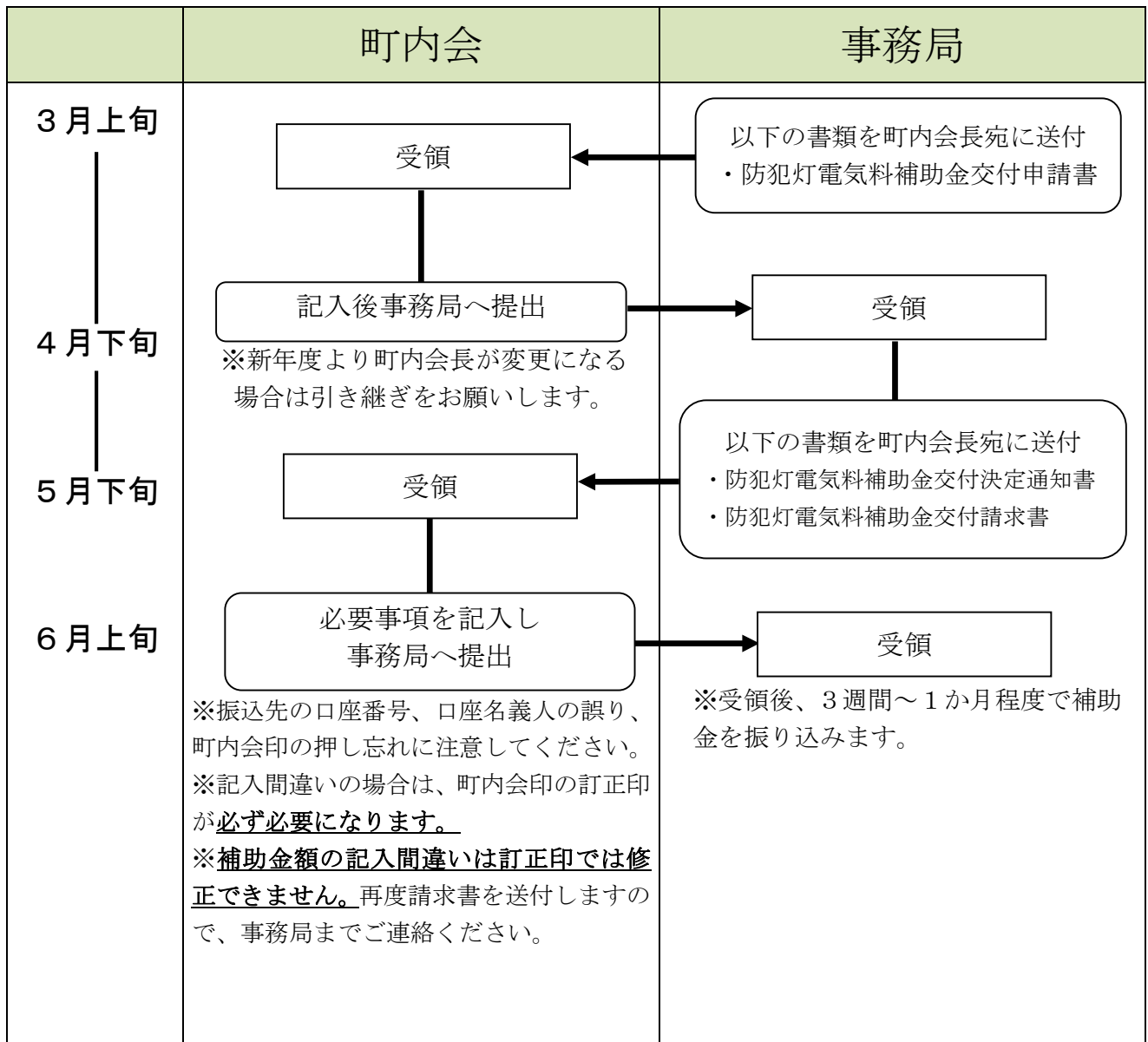
(1) 町内会補助金交付の手続

【P25 志木市町内会補助金交付基準参照】



(2) 防犯灯電気料補助金交付の手続

【P29 志木市防犯灯設置管理補助金交付要綱】



III. 市の町内会関係業務

1 【生活】

(1) 広報紙や回覧などの配布

(市政情報課 内線 2009)

「広報しき」、「議会だより」などや回覧は、町内会のご協力により配布していただいております。町内会に加入していない世帯への配布も、公共性とコミュニティ醸成の観点から、ぜひご協力をお願いします。
また、配布部数の変更や数が足りないときは、市政情報課にご連絡ください。

(2) 水路クリーンサポート報奨金制度

【P30 志木市水路クリーンサポート報奨金交付基準参照】

(下水道施設課 水道庁舎 電話 473-1957)

市が管理する水路を、自発的に清掃、除草又は剪定活動を行う町内会に年2回を限度とし、報奨金を交付します。

(3) 活動スペースゆめ・みらい

(市民活動推進課 内線 2149)

令和4年4月1日から令和5年1月31日までは改修工事のため利用できません。

(4) 志木市コミュニティ拠点整備支援事業

【P27 志木市コミュニティ拠点整備支援補助金交付要綱参照】

(市民活動推進課 内線 2144)

町内会が所有または管理する町内会館を誰もが利用活用しやすくすることを目的に、施設改修費用や町内会館等施設の新築及び増改築工事等について、**80万円**を限度とし、**事業費の3分の2**の補助を行います。

活動の拠点となる町内会館を、安心・安全な施設に改修することで、町内会活動の活性化と活動の基盤強化を図ります。

○対象事業

- ・町内会館内外の補修、物置等の設置など ※備品購入は対象外

(5) 元気の出るまちづくり活動報奨金

(市民活動推進課 内線 2145)

市民自らの活動によるふれあいと夢のあるまちづくりを推進するために、社会貢献活動や複数でふれあい活動等を行う市民団体に対して、報奨金を支給しています。

1 地域活性化活動（1年度内1回限り）

市民を対象とした継続が可能な地域活性化活動や夢のあるまちづくり活動

例) 高齢者・障がい者へのボランティア活動、文化・スポーツ・青少年育成活動、まちなか清掃活動、花いっぱい活動、人づくり活動、国際交流・国際理

解活動など

支給金額：事業に要した経費の2分の1で、限度額5万円（入場料等の収入がある場合は異なる場合があります。）

2 団体交流活動（1年度内1回限り）

市内の複数の団体が共同で実施する団体間の交流の拡大を図るための活動

例）町内会と子ども会などによる夏祭り、複数の団体での合同スポーツ大会など

支給金額：事業に要した経費の2分の1で、限度額5万円（入場料等の収入がある場合は異なる場合があります。）

3 地域リサイクル活動（1年度内請求5回まで）

町内会、婦人会、老人会、子ども会、小・中学校PTA、幼稚園や保育園の父母会などが、資源物を回収する活動（紙、金物、布、ビンの回収）

支給金額：1kgにつき3円で、1回の限度額は3万円。

4 研修バス事業（1年度内1回限り）

団体の技術、教養を高めるためバスを利用して行う研修事業

※バスは、一般旅客自動車運送事業の許可を受けたもの（緑ナンバー）に限り、親睦旅行や旅行会社の企画したバス旅行は認められません。

支給金額：車両借り上げに要した経費の2分の1で、限度額4万円。

5 地域間交流事業（1年度内1回限り）

地域間の交流の拡大を図り、友好を深める相互交流の活動

「防災協定」並びに「文化及び観光交流協定」を結んでいる群馬県館林市、長野県飯綱町、埼玉県深谷市、千葉県東庄町や山梨県富士吉田市との相互交流活動が対象となります。

支給金額：事業に要した経費の2分の1で、限度額10万円。

支給金額：1回の限度額1万円。

注意事項

- 1 活動日の1か月以上前に、活動計画書を提出し承認を受けてください。事後報告は受付できません。
※地域リサイクル活動は、年度初めに年間活動計画書の提出が必要となります。（様式は任意）
- 2 実績報告には、領収書の写しなど、経費を証明する書類の添付が必要となります。
- 3 報奨金の支払いは、団体名義の口座となります。
- 4 1、2で入場料等の収入がある場合は報奨金支給額が異なる場合があります。

(6) 志木市町内会コミュニティふれあいサロン支援事業

(市民活動推進課 内線 2143)

町内会が町内会館または集会所などを活用して、週1回以上サロン活動を行った場合に補助金を支給します。

地域で集まる機会が減少し、地域コミュニティの低下が懸念される状況となっていることから、身近な「町内会館」に通い場としての町内会コミュニティふれあいサロンを設置しませんか。

○ 申請対象

町内会のみ（年度途中からも申請可能です。）

○ 補助条件

町内会館または集会所を活用し、地域の通い場としてサロンを運営すること。町内会館、集会所を有しない町内会については、市に相談のうえ、貸館等を利用してサロン運営をした場合、対象となります。

○ 補助金額 ※開始月により上限が異なります。

- 1 週1回を基本とした運営の場合、年間上限10万円
- 2 週2回を基本とした運営の場合、年間上限20万円

○ 補助条件

- 1 経常的に使用する消耗品費、印刷費、光熱水費等の経費
- 2 サロン活動として取り組む事業の経費、備品

質問等がありましたら、お気軽にご連絡・ご相談ください。

2【安心・安全なまちづくり】

(1) 救急医療情報キット配布事業

(長寿応援課 内線 2422)

緊急時に救急隊員が迅速な救急活動が行えるよう、かかりつけ医療機関や持病などの緊急時に必要な情報を専用の容器に入れて、冷蔵庫に保管する救急医療情報キットを配布します。

- 対象者 / 1 65歳以上のひとり暮らし及び日中ひとり暮らしの方
2 世帯員が認知症等で緊急時の対応が困難である65歳以上の方
3 75歳以上の高齢者のみ世帯の方

配布場所 / 長寿応援課、志木市役所出張所(仮設)、柳瀬川駅前出張所、高齢者あんしん相談センター(ブロン、柏の杜、館・幸町、せせらぎ、あきがせ)

(2) ご近所で気になる子どもの相談・通報 ～児童虐待ホットライン～

(子ども支援課 内線 2442 直通電話 473-1124)

- ・近所で子どもが、異常な泣きかたをしている。
 - ・夜遅くに、子どもが一人で徘徊している。
 - ・季節にそぐわない服装(冬なのに下着姿)の子どもがいる。
 - ・殴られたようなあざのある子どもがいる。
 - ・夏なのに、数日間お風呂に入った様子が無い子どもがいる。
 - ・しょっちゅうお腹を空かせた子どもがいる。
 - ・昼間なのに、学校に行かないで遊んでいる子どもがいる。
 - ・長い間保護者が不在で、子どもだけで生活している家庭がある。
- など、この様な場合は、『児童虐待』の疑いがありますので、連絡をください。

児童虐待『ゼロ』のまちをめざすためには、こうした地域の皆さまの意識と協力が欠かせません。

皆さまのご協力をお願いいたします。

連絡をいただいた方の秘密は厳守されます。ご安心ください。

めざそう！児童虐待「ゼロ」のまち

(3) 排水ポンプ維持管理補助金

(防災危機管理課 内線 2326)

城町内会が維持管理している排水ポンプの燃料費や修繕費などを補助金として交付します。

(4) 志木市町内会自警消防隊消防施設等補助金

(防災危機管理課 内線 2326)

地域における自主的な水害・火災等の防災活動をしている、自警消防隊に対し補助金を交付します。

(5) 地区防災訓練の実施

(防災危機管理課 内線 2326)

町内会などを単位とし、地域に密着した地区防災訓練を支援します。実施していない町内会は、ぜひ訓練を実施してください。

(6) 防災協力員の指定

(防災危機管理課 内線 2326)

避難場所として指定している小学校など、災害時の避難所運営や管理について、町内会役員や教職員に協力をいただくとともに、鍵を保管いただいています。

(7) 自主防災組織支援助成金

(防災危機管理課 内線 2326)

地域防災活動を推進するため、自主防災組織を新たに設立したり、防災訓練や防災講座などの自主的な防災活動に対して助成金を交付し、災害などによる被害の防止及び軽減を図ります。

(8) 防犯灯補助金

【P29 志木市防犯灯設置管理補助金交付要綱参照】

(市民活動推進課 内線 2144)

町内会で管理するLED防犯灯を設置するときに必要な費用の一部を補助金として交付します。

(9) 自主防犯パトロール活動の支援

(市民活動推進課 内線 2144)

市内に38組織(38町内会)されている自主防犯パトロール隊に対し、帽子、ベスト、防犯合図灯を貸与するなど、さまざまな支援を行い、「犯罪に強いまち志木」を目指します。

(10) 青色防犯パトロール活動の支援

(市民活動推進課 内線 2144)

市が所有している2台の青色回転灯を装着したパトロール車で防犯パトロールを実施することで、防犯体制をより強化し「犯罪に強いまち志木」を目指します。

(1 1) 防犯カメラの設置

(市民活動推進課 内線 2144)

「犯罪に強いまち志木」のスローガンのもと、市民が安全・安心して地域で暮らすため、町内会、警察等と協議・連携し、市内要所に、120台の防犯カメラを設置、運用しています。また、犯罪抑止の取組みを更に強化するため防犯カメラの増設を予定しております。

(1 2) 消費生活センター

(産業観光課 内線 3200)

商品の品質や安全性、サービスに関する疑問や苦情、訪問販売、契約などのトラブル、多重債務問題などについて、専門の相談員が解決のお手伝いをいたします。

【こんなことで、お困りではありませんか？】

- ・高齢の母親が、一人で在宅中に訪問販売を断りきれず契約をしてしまった
- ・インターネットで検索をしていたら、変なサイトにとぼされ、利用料を請求されてしまった
- ・商品を購入したが、当初受けていた説明と違う
- ・クリーニングを業者に依頼したが、衣服が傷んだ状態で返ってきたなど、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

■相談方法：電話、対面、オンライン (Zoom)
※対面、オンライン相談は予約が必要です。
※なるべく電話相談をご活用ください。

■開設日時：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前10時～正午、午後1時～3時30分

◆突然住宅を訪問し、「不用品があれば買い取る」と言い、不用品だけのはずが貴金属まで強引に買い取る悪質な訪問販売被害が多発しています。売却したくない場合、きっぱり断りましょう。

(1 3) 木造住宅の簡易耐震診断の実施

(建築開発課 内線 2534)

町内会などを単位とし、昭和56年以前に建てられた木造2階以下の住宅の出張簡易耐震診断を行っております。過去の大地震では、昭和56年以前に築造された建築物に大きな被害が発生しています。これらの被害を最小限にとどめ、命を守るためには、住宅の耐震性確保が重要です。それにはまず自分の家にどの程度の耐震性があるかを知ることが大切です。

防災の日などのイベントの際に伺うことも可能ですので、ぜひご相談下さい。

(14) 志木市ホッとあんしん見守りネットワーク

(共生社会推進課 内線 2421)

子どもから高齢者まで、障がいのある方も外国人の方もすべての市民が安心して生活できるよう、地域や民間事業者と連携し、日常生活の見守りと支援を行うネットワークです。

特に、町内会や民生委員・児童委員に加え、電気、ガス、水道、新聞、郵便局、金融機関等、地域で高齢者等と接する機会が多い団体等と協力、連携することで、異変、虐待等を見守り活動の中で早期に発見し、適切な支援につなげます。

援護が必要な高齢者を発見した時は、速やかに長寿応援課かお近くの高齢者あんしん相談センターに通報をお願いいたします。

(15) AED の貸出制度

(健康政策課 内線 2472)

市民を対象とした事業や、市が共催、後援又は協賛する事業等でAED設置が必要な際、一定期間借用ができるよう、AED貸出制度を整えております。救命体制整備のためにもご活用ください。

- ・利用方法：使用する日の2か月前から7日前までに必要書類を添えて申込み
- ・費用：無料
- ・貸出台数：先着1台

3【健康・医療・福祉】

(1) 母子保健推進員の推薦

(健康増進センター 志木市幸町 3-4-70 Tel473-3811)

母子保健推進員の任期は2年で、町内会ごとに推進員の推薦を依頼されます。次回は、令和5年1月に、令和5年度からの母子保健推進員推薦依頼通知があります。

母子保健推進員は、市長の委嘱を受け、町内会単位で妊産婦・乳幼児の家庭訪問や子育て支援事業などの母子保健活動を行っています。

(2) 出前健康講座の利用

(健康増進センター 志木市幸町 3-4-70 Tel473-3811)

生活習慣病（高血圧症や糖尿病など）の予防や改善を目的とした講座で、「健康づくり」のお手伝いをします。講座の内容等についてはご相談ください。月曜から金曜まで（祝日除く）の午前8時30分～午後5時15分で利用できます。

(3) シニアボランティアスタンプ事業

(長寿応援課 内線 2428)

元気な65歳以上の人が市が指定する地域貢献活動・登録介護施設・高齢者あんしん相談センターでのボランティア活動に参加した場合に一定のスタンプを付与し、貯まったスタンプに応じて市内で使えるお買い物券に交換できる制度です。ボランティア活動や地域貢献活動に参加することで、社会や地域とつながりを持って、生きがいを感じながら暮らしていくことを目的としています。

65歳以上の市民で要支援・要介護の認定を受けていない人、総合事業対象者でない人が対象です。また、介護保険料を滞納されている人、生活保護制度をご利用している人は、お買い物券に交換することはできませんので、ご注意ください。

(4) 街なかふれあいサロン事業

(長寿応援課 内線 2436)

空き店舗を活用し、「見守り」や「声かけ」をはじめとする福祉活動を行うサロン3カ所を開設しています。買い物のついでや散歩の途中の休憩等にご利用ください。

サロンでは季節のイベントを企画したり、心配事の相談にのったりと地域の特性を活かした活動を行っています。

《サロンの場所》

1 スペース・わ

場 所：志木市館 2-7-3 ペアもーる商店街内

電話 487-3771

開所日：月・火・水・金・土 時 間：午前11時～午後5時

利用料：100円

2 ふれあいサロン「あざみ」

場 所：志木市中宗岡 1-19-27 コージイコート 101

(ゴルフ練習場向い)

電話 471-7760

開所日：月・火・木・金・土 時 間：午前10時～午後4時

利用料：200円

3 いろは元気サロン本町

場 所：志木市本町1-6-3

電話424-4856

開所日：月～金 時 間：午前9時～午後4時

利用料：100円

(5) いきがいサロン事業

(長寿応援課 内線 2436)

高齢者の方々が連帯やコミュニケーションを深め、児童との交流を図ることを目的に、地域のボランティアの運営による高齢者が楽しく集う憩いの場として、志木第二小学校内(教育福祉ふれあい館)「いきいきサロン」、宗岡小学校内(三世代交流館)「ふれあいサロン」にて事業を実施しておりますので、ご利用ください。

(6) いろは百歳体操

(長寿応援課 内線 2423)

いろは百歳体操は、身近な町内会館や集会所等を利用して、市民が自主的に行う体操です。自主グループの立ち上げ支援やおもりの貸出し等を行います。

《対象》いろは百歳体操の立ち上げを希望する概ね5人以上のグループ

《支援内容》①最初の3回～4回は理学療法士を派遣して、立ち上げをお手伝い、②理学療法士による体力測定や、③おもりの貸出し、④体操カードや体操DVDの無料配布

(7) ランチで食育事業

(いろは子育て支援センター TEL486-6888)

ランチで食育事業 (予約制)

開催場所 いろは子育て支援センター

志木市本町1-1-67 (志木市立いろは保育園2階)

市内在住の子育て家庭へのサポート事業

管理栄養士に離乳食・幼児食の進め方や食事の悩みなど気軽に相談ができます

	離乳食	幼児食
曜 日	毎月第2・3火曜日	毎月第4火曜日
対 象	離乳食初期から完了期の市内在住のお子さんと保護者	幼児食に移行している市内在住のお子さんと保護者
時 間	11時00分～11時30分	11時00分～11時30分
申し込み	前日までに来所か電話	前日までに来所か電話
料 金	無料	無料
定 員	3組 (先着順)	3組 (先着順)

(8) 地域敬老会支援事業

(長寿応援課 内線 2428)

長寿を祝福するとともに、広く地域の交流を深め、集いの場の創設と発展を図るため、地域で行う敬老会などの経費の一部を補助します。

1 対象事業

高齢者が集い参加できる1日限りのイベントで「敬老会」の名称を問いません。
(食事会、運動・介護予防活動、カラオケ・コーラス大会、演芸大会など)

2 対象団体

10人以上の市民によって構成する団体。(町内会・婦人会・子ども会など)
参加者のおおむね半数以上が75歳以上のイベント。
各町内会においては、婦人会・子ども会・老人クラブ・サークルなどそれぞれが1団体として申請できます。ただし、全体参加者の3分の2以上の方が同じ年度に補助金の交付を受けた別団体の参加者であった場合、補助対象外となります。

3 補助額

参加者1人につき500円(上限5万円 1団体につき年度1回まで)
ただし、事業経費が補助額を下回る場合は経費分のみ支給

(9) コミュニティふれあいサロン

(市民活動推進課 内線 2144)

空き店舗等を活用した地域住民等の積極的管理によるコミュニティふれあいサロンを設置し、コミュニティの増進及び世代間交流の推進を図ります。

令和元年7月から下宗岡にコミュニティふれあいサロン「Reiwa」を開所しており、ちぎり絵や百歳体操、高齢者あんしん相談センター職員による健康診断のほか、ミニ縁日やクリスマス会など季節のイベントを実施し、世代間交流を推進しています。

場 所：志木市下宗岡2-3-23

開所日：月～金(土・日曜日、祝日、お盆、年末年始を除く)

時 間：午前10時から午後3時

(10) アクティブシニア等の社会参加支援

(市民活動推進課 内線 2149)

定年退職した人や新たに本市に転入した人、さらには学生や外国人の方々等の「地域活動デビュー」のきっかけづくりとして、市、社会福祉協議会、市民団体、NPO法人、シルバー人材センター、ハローワーク等が一堂に会した活動内容説明会を実施し、本市での地域デビューを積極的に支援します。

4【教育・文化】

(1) チャレンジスポーツへの参加

(生涯学習課 内線 3141)

さまざまなスポーツのエキスパートを招き、スポーツを始めるきっかけづくりを提供する「チャレンジスポーツ推進事業」を開催します。ぜひご参加ください。

(2) しき図書館パートナーズ事業

(柳瀬川図書館 志木市館 2-6-14 TEL487-2004)

市民ボランティア「しき図書館パートナーズ」とともに、図書館や地域の活性化を目指して、市民目線によるイベント等を企画、開催します。

(3) 「元気に育つ志木っ子条例」

(志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例) への協力

(生涯学習課 内線 3130)

志木の子ども達がインターネットやトレーディングカード等の犯罪に巻き込まれることを未然に防ぎ、各家庭において子どもが利用する携帯電話やインターネット、トレーディングカード等に関する取り決めを行うことや、学校、地域などの責務を明確にした「志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例」を全国に先駆けて制定しました。

地域住民の皆様も保護者や学校と連携し、地域の行事等を通して青少年の健全な育成にご協力ください。

IV. その他の町内会関係団体

1 社会福祉法人 志木市社会福祉協議会

〒353-0001 志木市上宗岡 1-5-1

志木市総合福祉センター内

TEL: 485-1177

社会福祉協議会（略称：社協）は、市民のみなさまを会員として構成し、地域住民の方々やボランティア、福祉・保健などの関係者、行政機関の参加・協力を得て、様々な福祉課題に取り組み、だれもが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めるため、みなさまとともに地域活動を行う組織として設立された民間団体です。

「地域福祉の推進役」として法律にも位置づけられ、地域福祉の充実を目指して幅広い福祉事業を展開しています。

(1) 町内会の社協への協力

1) 社協の役員・委員

① 理事・評議員

社協の執行機関（役員）である理事、議決機関である評議員に、住民組織の代表としての参画をお願いしています。

② 地区委員

地域における社会福祉事業の普及、宣伝、社協の組織強化等にご協力いただく役割を持つ地区委員として、全町内会長にその在任期間委嘱させていただきます。

2) 社協会員の募集・取りまとめ

7月から10月頃、各世帯に加入をお願いしています。

社協会費は、様々な福祉ニーズに対応するための社協事業運営に充てられます。

3) 共同募金運動への協力

全国で展開される共同募金運動で、赤い羽根募金（10月）と地域歳末たすけあい募金（12月）の協力をお願いしています。

4) 広報紙の配布

広報紙「しき社協だより」を、年4回（4月、7月、10月、1月）、広報しきの折り込みで配布いただいています。

(2) 社協の町内会への支援

1) 助成による支援（詳細は、直接ご案内します）

① 交流支援事業（町内会・婦人会・老人クラブ・子ども会など、各町内会単位での調整をお願いします）

ア 地区敬老会事業

身近な地域で長寿をお祝いするため、町内会単位で実施する地区敬老会事業の実施に必要な経費を助成します。申請は志木市役所長寿応援課となります。

イ 世代間交流事業

核家族化の進む中、地域で支えあう関係づくりを推進するため、町内会単位で実施するさまざまな世代が集まり、交流を深めることができる

事業の実施に必要な経費を助成します。1年度に2回申請できます。

② 訪問交流事業（福祉施設等訪問活動）

福祉施設の利用者と地域住民との交流を促進するため、地域住民が福祉施設への訪問活動を行うために必要な経費を助成します。（地域内又は隣接程度にある福祉施設での交流が主対象）

③ 運営支援事業（地域活動支援助成）

前年度社協会費実績の20％と前年度赤い羽根募金実績の15％、前年度地域歳末たすけあい募金実績の5％を足した額を、地域活動を活発にするための資金として、町内会・自治会に助成します。

2) 機材等の貸出による支援

地域における福祉活動の推進を図るため、社協の所有する機材であれば可能な範囲で貸し出します。随時ご相談ください。

貸出料金は無料です。機材の運搬は、各団体でお願いします。

① 車載拡声器セット

② 会議用机

③ ガチャガチャ機

④ 赤ちゃんの駅テントセット

⑤ 印刷機、コピー機のご利用（有料となります）

* 総合福祉センター（印刷機・カラーコピー機）

* 第二福祉センター（コピー機）

3) 保険の加入及び事故対応 ※詳細は、お問い合わせください。

① ボランティア活動保険

② ボランティア行事保険

4) 相談・情報提供、他機関・他団体との連絡調整など

地域福祉に関する事業を行うために必要な相談・情報提供、他機関・他団体との連絡調整などを行います。

5) その他

社協でできることであれば、可能な限りお手伝いします。ご相談ください。

2 日本赤十字社志木市地区

【事務局】生活援護課 内線：2415

(1) 協賛委員、奉仕委員

任期はどちらも1年です。
協賛委員には、町内会の会長及び民生委員が委嘱されます。

(2) 活動資金募集

毎年5月に、赤十字社員増強運動の一環として、地区内の会員に対する活動資金募集の協力をお願いします。

(3) 活動資金の徴収

地区内の会員から赤十字活動資金の徴収と、とりまとめをお願いします。
その総額の8%が赤十字事務費として町内会に交付されます。

(4) チラシの配布

活動資金募集運動用ポスターを年1回(5月)に掲示して協力します。

3 志木市川と街をきれいにする運動推進協議会

【事務局】環境推進課 内線：2314

志木市の環境デーに合わせ、春(5月の第2土曜日)と秋(10月の第4日曜日)に「親と子の市内まるごとクリーン作戦」を実施し、多くの市民が清掃活動に参加するよう町内のみなさまをはじめ市内小中学校に参加を呼びかけます。

4 志木市献血会

【事務局】健康政策課 内線：2477

町内会の会員は、すべて志木市献血会の会員になります。
志木市献血会は、市内で行われる献血に協力します。
役員には、町内会連合会の役員が充てられます。

5 志木市観光協会

【事務局】産業観光課 内線：2164

観光協会では、地域のまつり支援や夏の民踊流しなど各種事業を行っています。
地区内の会員の勧誘と会費の徴収をお願いします。

6 志木市母子保健推進員連絡協議会

【事務局】健康増進センター 内線：3406

母子保健推進員は、年に1回～2回、地区ごとに三世代・子育て支援交流会を実施していますが、その際に参加を呼び掛け、会場を提供して協力します。

7 朝霞地区防犯協会

【事務局】市民活動推進課 内線：2144

地域の防犯活動推進のために、各町内会から地域防犯推進委員を選任いただいております。任期は2年です。

V. イベントや学習の支援

1 社会福祉協議会の支援事業

(社会福祉協議会 志木市上宗岡 1-5-1 志木市総合福祉センター内 TEL 474-6508)

助成事業をはじめ、備品の貸出しなどがありますので、随時ご相談ください。

2 コミュニティ物品の貸出し事業

(志木市コミュニティ協議会 事務局 市民活動推進課 内線 2145)

- ・利用日の3カ月前から前日まで予約可能です。
- ・貸出しは無料ですが、年度会費として1,000円をいただきます。

No.	貸出物品	数量
1	ポップコーンマシン	4
2	わた菓子機	3
3	アイススライサー(ブロック用)	4
	アイススライサー(家庭氷用)	2
4	鉄板焼鉄板(大型) バーナー付	1
	鉄板焼鉄板(中型) バーナー付	2
5	焼きそば鉄板(台付)	1
6	ガスコンロ	2
7	寸胴鍋(58 $\frac{1}{2}$ 寸)	1
	寸胴鍋(46 $\frac{1}{2}$ 寸)	1
8	せいろセット(小) 金属	1
9	せいろ	10
10	せいろ用お釜(かまど)	3
11	うす	3
12	きね(一般用・子ども用)	各3
13	ワイヤレスアンプ	1
14	ポータブルアンプセット	1
15	ドラムコード	2
16	子供用御輿・御輿台	1
17	発電機	3
	小型発電機	2
18	イージーアップテント	4
19	組立式テント(大型)	1
	組立式テント(小型)	2
20	紅白幕	4
21	ベンチ	10
22	パイプ椅子	20
23	イベント用机	20
24	折り畳み式リヤカー	2
25	耕うん機	1

※詳細は担当までご連絡ください。

3 志木市まちづくり推進バンク

(市民活動推進課 内線 2145)

若者から高齢者までの市民が、さまざまな「市民力」を活かしまちづくりに参画するため、3つの登録制度を実施しています。

1 志民力人材バンク

市政運営、まちづくりを推進する活動に関心と熱意のある市民を登録し、各種審議会や審査会の委員、地区まちづくり会議の委員、イベントの企画や運営員になっていただくことで、市民力を活かしたまちづくり推進する。

- ・登録対象／18歳以上のまちづくりに熱意のある市内在住者
- ・登録方法／登録申請書を市民活動推進課へ提出する。

2 いろは楽学塾

市の職員や知識、特技を持った市民を講師として登録し、市民団体やグループの求めに応じて、研修会や学習の場に講師として無料で派遣しています。

★ 出前講座

- ・講師／市の職員や企業の社員
- ・利用対象／市内在住・在勤・在学者の10人以上のグループ
- ・利用方法／利用希望日の2週間前までに、申請書を市民活動推進課へ提出

★ 市民アカデミー

- ・講師／さまざまな特技や知識を持った人
- ・利用対象／市内在住・在勤・在学者の5人以上のグループ
- ・利用方法／利用希望日の2週間前までに、申請書を市民活動推進課へ提出

3 ボランティア便利帳

市内を拠点に活動しているNPO法人やボランティア団体を登録し、団体の活動に興味や参加意欲のある市民などに対して、登録情報を提供することにより、その活動を支援する。

- ・登録対象／市内を拠点に活動している団体
- ・登録方法／登録申請書を市民活動推進課へ提出

4 パルシティいろはギャラリー

(市民会館 志木市本町1-11-50 TEL 474-3030)

市内在住、在勤、在学の方を対象に、市民会館内ロビーを展示スペースとして無料開放いたします。

利用期間は1作品につき1か月以内です。政治、宗教、営利を目的とした作品はご利用できません。

絵や写真、編み物など、作品展示の場としてぜひご利用ください。

ご希望の方は市民会館事業担当までお問い合わせください。



VI. 規約・要綱等

1 志木市町内会連合会規約

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 事業（第4条）
- 第3章 組織（第5条—第6条）
- 第4章 役員（第7条—第10条）
- 第5章 会議（第11条—第16条）
- 第6章 経費及び会計（第17条—第19条）
- 第7章 補則（第20条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、志木市町内会連合会（以下「連合会」という。）と称する。

（事務局）

第2条 連合会の事務局を、志木市役所内に置く。

（目的）

第3条 連合会は、市内各町内会相互の連絡を密にし、親睦と福祉の増進を図るとともに、市に協力し、もって平和で文化的な住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

第2章 事業

（事業）

第4条 連合会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 市等の事業に協力する活動
- (2) 町内会の発展に資するための研修等
- (3) その他連合会が必要と認めた事業

第3章 組織

（組織）

第5条 連合会は、各町内会の会長及び副会長（以下「会員」という。）をもって組織する。

2 会員は、毎年、前条の事業の活動経費を負担するものとする。

3 会員のうち、副会長とは、志木市町内会補助金交付基準（平成2年4月1日制定）により、各町内会で示された人数を下限とする。

（顧問）

第6条 連合会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 任期は、原則として、2年とする。

第4章 役員

（役員）

第7条 連合会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人

(3) 監事 3人

(4) 会計 1人

(職務)

第8条 会長は、連合会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 監事は、連合会の業務執行及び財産状況について監査し、監査結果に係る報告を作成し、総会で報告するものとする。

4 会計は、連合会の現金の出納及び保管を行い、出納簿等の会計帳簿等を作成し、適正に管理する。

(選任方法)

第9条 役員は、総会において選任する。

2 会長及び監事は、役員の内選により選任する。

3 副会長及び会計は、会長が役員の中から指名する。

(任期)

第10条 役員の内任期は、2年とする。ただし、再任されることのできる。

2 補欠役員の内任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議)

第11条 連合会の会議は、総会及び町内会長会議並びに役員会とする。

(招集)

第12条 総会及び町内会長会議並びに役員会は、会長が招集する。

(総会)

第13条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

2 総会は会員の過半数をもって成立する。

3 定例総会は、毎事業年度終了後開催し、予算及び事業計画の決定、決算及び事業報告の認定、規約の改正、役員の内選等を行う。

4 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上から附議事項を示して請求のあったとき開催し、必要事項を審議する。

5 議長は、総会に出席した会員の中から選出する。

(町内会長会議)

第14条 町内会長会議は、原則として年2回開催し、各町内会に共通する課題、問題等について、協議するものとする。

2 町内会長会議は、各町内会の会長（代理の町内会副会長を含む）をもって組織する。

3 議長は、町内会長会議に出席した者の中から選任する。

4 会長は、必要に応じて、町内会長会議に町内会の副会長の出席を求めることができる。

(役員会)

第15条 役員会は、連合会の運営その他必要事項を審議する。

2 役員会の議長は、会長が務める。

3 会長は、必要に応じて、町内会長の出席を求めることができる。

(議決)

第16条 定例総会及び臨時総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 定例総会及び臨時総会にやむを得ず出席することができない場合は、他の会員を代理人に選任し、議事の表決を委任することができる。

3 前項の規定により委任した場合は、第13条第2項及び第3項の規定の適用については、当該会員は定例総会及び臨時総会に出席したものとみなす。

第6章 経費及び会計

(経費)

第17条 連合会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第18条 会費は、会員1人当たり年額5,000円とする。

(会計年度)

第19条 連合会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 補則

(その他の事項)

第20条 この規約に定めるもののほか、連合会の運営に必要な事項は、役員会でこれを定める。

附 則

この規約は昭和49年5月7日から施行する。

附 則

昭和53年 5月29日一部改正する。

附 則

昭和58年 5月23日一部改正する。

附 則

昭和61年 6月 1日一部改正する。

附 則

平成 3年 1月25日一部改正する。

附 則

平成30年10月13日一部改正する。

2 町内会連合会の慶弔制度

- (1) 2年以上在職した会員が退職されたとき 感謝状
- (2) 4年以上在職した会員が退職されたとき 感謝状・記念品
- (3) 会員が逝去されたとき 御霊前5,000円・花輪1基

3 志木市町内会補助金交付基準

(担当：市民活動推進課)

(趣旨)

第1条 市は、住民の自治活動により、地域自治の振興を図ることを目的とする自主的な住民組織（以下「町内会」という。）の健全な発展を促進し、豊かな地域社会づくりを図るため、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則第22号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 補助金の交付の対象となる町内会は、次に掲げる全ての要件を満たしているものとする。

- (1) 一定の区域内の世帯数が、概ね150世帯を超え、加入する世帯数がその過半

数を超えること。ただし、地域自治振興のため、相当と認める場合は、この限りでない。

(2) 規約、会則等を定め、かつ、役員を置いていること。

(3) 年間の予算及び事業計画を定めていること。

(4) 志木市町内会連合会に加入していること。

(補助額)

第3条 補助額は年額とし、次に掲げるものの合算額（千円未満切り捨て）とする。

(1) 均等割 1町内会 75,000円

(2) 世帯割 1世帯あたり280円。ただし、補助対象となる世帯数は、加入世帯数に未加入世帯のうち、広報等配布世帯数を合計した数とする。

(3) 規模割 次の計算式で算出するものとする。ただし、小数点第1位以下の端数は切り上げて計算するものとする。

200世帯未満の集合住宅の町内会の場合

$(\text{世帯数} \div 100) \times 37,000$ 円

200世帯未満の集合住宅ではない町内会の場合

$(\text{世帯数} \div 100 + 1) \times 37,000$ 円

ただし、以下の計算式で算出された金額を規模割額の上限とする。

200世帯未満の集合住宅の町内会の場合

$(\text{副会長数}) \times 37,000$ 円

200世帯未満の集合住宅ではない町内会の場合

$(\text{副会長数}) \times 37,000$ 円

なお、200世帯以上の積算基礎は概ね100世帯を1とするが、算定にあたっては副会長の現数をもって算出する。

(4) 施設借上負担割 集会所未所有町内会に対し、年額24,000円

附 則

この基準は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

4 志木市町内会補助金交付基準細則

志木市町内会補助金交付基準第2条第1号の「相当と認める場合」とは、現に補助を受けていない組織で、次の条件を満たすものをいう。

(1) 既に町内会の組織として設立している（設立する場合も含む）こと

(2) 世帯加入率が3割を超え、かつ、5割の加入率の達成に向け、積極的に地域

- 住民に働きかけていること
(3) 町内会連合会に加入している（加入する）こと
(4) 地域自治振興に、積極的に取り組んでいること

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

5 志木市コミュニティ拠点整備支援補助金交付要綱

(担当：市民活動推進課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会活動の活性化と基盤の強化を図るため、町内会が実施する町内会館等の新築、増築、改築、修繕、又は解体（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において志木市コミュニティ拠点整備支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町内会 次に掲げる要件を満たしている団体をいう。

ア 一定の区域内において過半数の世帯が加入していること。ただし、地域自治振興のため、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

イ 志木市町内会連合会に加入していること。

ウ 規約、会則等が定められ、かつ、役員が置かれていること。

エ 年間の予算及び事業計画が定められていること。

(2) 町内会館等 町内会が所有（市から建物を借り受けている町内会は、管理）をし、専ら町内会の会員（以下「町内会員」という。）が使用することを目的として設置される集会施設及び町内会活動に伴う資材又は器材を保管するための倉庫等をいう。

(補助金の交付要件)

第3条 補助事業は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 補助事業の実施に関し、町内会員の意向が十分反映されていること。

(2) 町内会館等の維持管理を町内会が行い、又は町内会館等の維持管理に町内会員の協力が得られること。

(補助対象外の事業)

第4条 前条の規定にかかわらず、補助事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 他の補助制度の適用を受ける事業

(2) 既に事業に着手しており、財源の単なる補填とみなされる事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の目的に適合しない事業

(補助金の補助率、限度額等)

第5条 補助率は、補助事業に要する経費（備品購入費を除く。）の3分の2以内とし、補助金交付の限度額は、80万円とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の支給は、1の年度につき、1の町内会館等当たり1回を限度とする。

4 この要綱により補助金の交付を受けた年度から起算して5年を経過するまでの間は、この要綱による補助金の交付申請をすることができない。

ただし、緊急を要する修繕に係るものについては、この限りでない。

5 前項の規定にかかわらず、3年以内で連続して整備する補助事業に係る計画が提出され、市長がこれを相当と認めるときは、当該補助事業を1の事業とみなし、限度額の範囲内で、毎年度、当該計画に係る部分の補助金を交付することができる。

(申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 見積書の写し
- (2) 設計図面等の写し
- (3) 町内会員の承諾書
- (4) 町内会における会員の経費負担の同意書
- (5) 町内会の組織及び活動を明らかにする書類

(軽微な変更)

第7条 規則第7条第1項に規定する市長の定める軽微な変更は、補助事業費に100分の10を乗じて得た額を超えない変更とする。

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第8条第1項第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 志木市コミュニティ拠点整備支援補助金補助事業内訳書(第1号様式)
- (2) 補助事業の内容を証明することができる写真
- (3) 補助事業に関する金銭出納簿の写し
- (4) 補助事業に関する領収証の写し

(確定通知)

第9条 市長は、規則第8条第2項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付確定額を決定し、志木市コミュニティ拠点整備支援補助金交付確定通知書(第2号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求方法)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による通知を受けた後、規則第10条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業の目的達成のため、やむを得ず前条の規定による通知を受ける前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとするときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により前条の規定による通知を受ける前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書に当該交付の根拠となる書類を添付するものとする。

(財産処分の制限)

第11条 規則第14条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

6 志木市防犯灯設置管理補助金交付要綱

(担当：市民活動推進課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪を防止するために歩行者用LED照明施設（以下「防犯灯」という。）の設置、又は維持管理に要する費用を予算の範囲内において補助することについて志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金交付の対象となる事業は、行政と協力して地域自治の振興を図る団体（以下「町内会」という。）が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 独立柱の設置による防犯灯の設置
- (2) 既設柱への共架による防犯灯の設置
- (3) 既存の防犯灯の再設置
- (4) 既存の防犯灯の交換
- (5) 防犯灯の管理維持
- (6) その他市長が認めるもの

2 補助金の額及び支給限度は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする町内会（以下「申請者」という。）は、次に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯灯設置事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 防犯灯電気料補助金交付申請書（第2号様式）

2 前項第1号の申請書については、工事開始の日10日前までに、第2号の申請書については、毎年度事業終了後2か月以内に提出するものとする。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定に基づいて申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の額を決定し、防犯灯設置事業補助金交付決定通知書（第3号様式）又は防犯灯電気料補助金交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定に当たり必要と認めたときは、条件を付することができる。

(補助金請求書の提出)

第5条 前条に規定する補助金交付決定通知書を受けた申請者は、防犯灯設置事業等補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第6条 電気料の補助金を除く補助金の交付を受けた申請者は、補助事業完了後速やかに防犯灯設置事業完了実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

2 防犯灯設置補助金の交付基準（昭和63年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成7年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに、既設の防犯灯をLED防犯灯に取り替える場合には、改正後の第2条第4号ただし書の規定にかかわらず、工事費の全額を補助する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象事業名	支給額・支給限度	対象経費
独立柱の設置による防犯灯の設置	電柱等共架施設のない場所に鋼管柱又はコンクリート柱を設け新たに防犯灯を設置する場合、1基につき60,000円を限度とする。	工事費 材料費 申請手数料
既設柱への共架による防犯灯の設置	既設柱（東電柱等を含む）に防犯灯を新たに共架で設置する場合、1基につき30,000円を限度とする。	工事費 材料費 申請手数料
既存の防犯灯の再設置	既存の防犯灯を鋼管柱又はコンクリート柱を使用して設置し直す場合、1基につき60,000円を限度とする。	工事費 材料費 申請手数料
既存の防犯灯の交換	既存の防犯灯を取り替える場合、1基につき30,000円を限度とする。	工事費 材料費 申請手数料
防犯灯の管理維持	60w以下の防犯灯の電気料について、市長の定める額。ただし、特に必要と認められるものについてはこの限りではない。	電気料
その他市長が認めるもの	特段の事情のある防犯灯、特殊な設置が必要な防犯灯など、予算の範囲内において別途市長が定める額	別途市長が定めるもの

7 志木市水路クリーンサポート報奨金交付基準

（担当：下水道施設課）

（目的）

第1条 この基準は、志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則 第22号）に定めるもののほか、市が管理する水路につき、自発的に清掃活動、除草活動又は剪定活動（以下「清掃活動等」という。）を行う町内会に報奨金を交付することにより、町内会の清掃活動等を支援し、もって公共福祉の増進に資することを目的とする。

（清掃活動等の実施）

第2条 町内会が清掃活動等を行おうとするときは、あらかじめ、市と日程に関し

調整をするものとする。

2 整備済の水路の汚泥及び未整備の水路の刈り草は、原則として、町内会が清掃活動を行った日の翌日に市が回収するものとする。

3 前項に規定する汚泥及び刈り草以外で清掃活動等において収集したごみは、町内会が適正に処理するものとする。

4 市は、清掃活動等において発生した事故につき、その責めを負わない。
(報奨金)

第3条 市長は、町内会に対し、予算の範囲内において別表に定める基準により、年2回を限度として報奨金を交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 町内会は、報奨金の交付を受けようとするときは、志木市水路クリーンサポート報奨金交付申請書(第1号様式)を、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、報奨金を交付すべきと認めたときは、志木市水路クリーンサポート報奨金交付決定通知書(第2号様式)により町内会に通知するものとする。

(交付の請求書)

第6条 町内会は、清掃活動等が終了する都度、志木市水路クリーンサポート報奨金交付請求書(第3号様式)により、市長に報奨金の交付の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに報奨金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

志木市水路クリーンサポート報奨金交付基準

活動区間の延長	1回当たりの報奨金の額
5キロメートル未満	25,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	35,000円
10キロメートル以上	45,000円

VII. 公共施設等の案内

分野	施設名	所在地	電話番号
施設	志木市役所	中宗岡 1-1-1 (P39 参照)	473-1111
	柳瀬川駅前出張所	館 2-6-10	472-4449
	志木市役所出張所 (仮設)	上宗岡 1-5-1	473-3988
健康・福祉	健康増進センター	幸町 3-4-70	473-3811
	児童発達相談センター	上宗岡 1-5-1 (総合福祉センター 3階)	486-5511
	総合福祉センター	上宗岡 1-5-1	475-0011
	福祉センター	上宗岡 1-5-1 (総合福祉センター内)	473-7569
	第二福祉センター	柏町 3-5-1	476-4122
	基幹福祉相談センター (後見ネットワークセンター、障がい者基幹相談支援センター、生活相談センター)	中宗岡 1-1-1 (P39 参照 共生社会推進課内、第1庁舎)	456-6021
	高齢者あんしん相談センター 柏の杜 (地域包括支援センター)	柏町 3-5-1 (第二福祉センター内)	486-5199
	高齢者あんしん相談センター ブロン (地域包括支援センター)	本町 2-10-50	486-0003
	高齢者あんしん相談センター 館・幸町 (地域包括支援センター)	幸町 3-12-5	485-5610
	高齢者あんしん相談センター せせらぎ (地域包括支援センター)	中宗岡 1-19-51	485-2113
	高齢者あんしん相談センター あきがせ (地域包括支援センター)	中宗岡 3-25-10	485-5020
	みつばすみれ学園	下宗岡 1-23-1	471-3115
	すずらん	下宗岡 1-23-1	470-3216
	すわ緑風園	和光市南 2-3-2	461-3028
子育て	いろは保育園	本町 1-1-67	472-5239
	北美保育園	中宗岡 4-1-11	472-9173
	西原保育園	幸町 3-9-52	472-6677

アスク志木駅前保育園	本町5-20-15	476-6314
こどもの家・志木中宗岡保育園上宗岡分園	上宗岡3-6-36	437-8990
こどもの家・志木中宗岡保育園	中宗岡1-19-48	474-0101
アンファンシェリペあもーる	館2-7-7	474-3588
ステラ志木宗岡保育園	上宗岡3-13-3	485-1517
よつば保育園	館2-6-11ペアクレセント2F	471-1010

分野	施設名	所在地	電話番号
子育て	アートチャイルドケア志木	柏町1-6-71	485-0123
	ウェルネス保育園志木	柏町5-5-38	423-5322
	メリーポピンズ志木ルーム	本町5-19-9	474-6380
	志木どろんこ保育園	下宗岡2-15-46	471-6010
	メープル保育園	幸町2-6-12	424-3991
	おおのみち保育園	中宗岡2-25-33	472-1611
	ありさん保育園	本町5-15-6	234-7090
	保育園元気キッズ志木園	本町3-13-5	472-0660
	ぷりえ柳瀬川園	柏町6-29-57	458-3236
	ベビールームファニー	本町6-15-8-101	476-8343
	アメリカンキッズ英語保育園志木本町園	本町5-10-24	472-8008
	ぷりえユリノ木園	本町5-14-28	423-8153
	ここりの森保育園	柏町6-29-60	472-8088
	プティシェリ	館2-7-5	423-8807
	ひいらぎ保育園	柏町6-29-65	424-7777
	ぷりえ志木本町園	本町6-27-16	424-2957
	メリーポピンズ志木駅前ルーム	本町5-17-66 プラウドシティ志木本町1階	486-0015
	館第一すぎのこ保育園	館1-2-2	423-9700
	しきポポロ保育園	幸町2-11-43	424-3412
	館第二すぎのこ保育園	館2-6-15	423-6788
アンファンシェリ SHIKISM	本町5-24-21	474-1022	
ぷりえ志木駅前園	本町5-21-17	424-2975	
保育園元気キッズ志木柏町	柏町4-3-86	424-8561	

園		
(幼稚園型認定こども園) 足立みどり幼稚園	上宗岡4-21-55	472-1752
笑顔のはな保育園	本町5-22-4-10 2	278-3521
あだちみどり保育園	本町5-26-1 マルイ6階	423-0321
保育園元気キッズ志木幸町 園	幸町1-8-60 サトール幸町ビル1階	470-4055
ここりの森保育園宗岡	下宗岡3-1-25 1 階	473-8000

分野	施設名	所在地	電話番号
子育て	志木教会附属泉幼稚園	本町6-5-3	471-0058
	細田学園幼稚園	本町2-7-1	471-3255
	足立みどり幼稚園	上宗岡4-21-55	472-1752
	志木なかもり幼稚園	幸町1-19-52	473-6600
	みわ幼稚園	柏町4-6-43	473-5033
	おおのみち幼稚園	中宗岡2-25-33	472-6066
	幸福の森幼稚園	館2-1-2	474-8221
	志木学童保育クラブ	本町1-10-1	472-9551
	志木第二学童保育クラブ	館1-2-1	474-1100
	志木第三学童保育クラブ	柏町3-2-1	471-0822
	志木第四学童保育クラブ	館1-4-1	471-3020
	宗岡学童保育クラブ	中宗岡3-1-1	473-4400
	宗岡第二学童保育クラブ	上宗岡3-13-1	472-1226
	宗岡第三学童保育クラブ	下宗岡1-15-30	476-6669
	宗岡第四学童保育クラブ	上宗岡1-2-45	487-6839
	児童センター	上宗岡1-5-1 (総合福祉センター内)	485-3100
	宗岡子育て支援センター	上宗岡1-5-1 (総合福祉センター内)	485-3102
	いろは子育て支援センター	本町1-1-67 (いろは保育園2階)	486-6888
西原子育て支援センター	幸町3-9-52 (西原保育園2階)	472-7112	
子育て支援センター 「ぶちまある」	本町1-11-50 (市民会館パルシテイ1 階)	080-4452-1538	

	子育て支援センター 「めばえ」	館2-6-15 (館第二すぎのこ保育園 2階)	423-6675
教育	教育サポートセンター	上宗岡1-5-1 (総合福祉センター内)	471-2211
	志木小学校	本町1-10-1	471-0111
	志木第二小学校	館1-2-1	472-0540
	志木第三小学校	柏町3-2-1	471-1062
	志木第四小学校	館1-4-1	474-7911
	宗岡小学校	中宗岡3-1-1	471-0307
	宗岡第二小学校	上宗岡3-13-1	473-2305

分野	施設名	所在地	電話番号
教育	宗岡第三小学校	下宗岡1-15-30	471-2244
	宗岡第四小学校	上宗岡1-1-2	473-5250
	志木中学校	柏町3-2-2	471-0143
	志木第二中学校	館1-3-1	473-2379
	宗岡中学校	上宗岡1-8-1	471-2241
	宗岡第二中学校	下宗岡4-1-10	472-1516
	県立志木高等学校	上宗岡1-1-1	473-8111
	私立慶應義塾志木高等学校	本町4-14-1	471-1361
	私立細田学園中学校・高等学校	本町2-7-1	471-3255

分野	施設名	所在地	電話番号
文化・生涯学習・スポーツ	市民会館	本町1-11-50	474-3030
	西原ふれあいセンター	幸町3-4-70 (健康増進センター2階)	487-4611
	ふれあい館「もくせい」 ○多世代交流カフェ ○活動スペースゆめ・みらい ○志木第四学童保育クラブ ○放課後子ども教室	館1-4-1 (志木第四小学校北校舎 1階)	令和4年4/1～令和 5年1/31まで 改修工事
	地域活動支援センターさわやかなの杜	上宗岡1-5-1	486-1880

宗岡公民館	中宗岡 4-16-11	472-9321
宗岡第二公民館	上宗岡 1-5-1 (総合福祉センター内)	475-0013
いろは遊学館	本町 1-10-1	471-1297
いろは遊学図書館	本町 1-10-1	471-1478
柳瀬川図書館	館 2-6-14	487-2004
郷土資料館	中宗岡 3-1-2	471-0573
旧村山快哉堂	中宗岡 5-1	

分野	施設名	所在地	電話番号
スポーツ・文化・生涯学習	埋蔵文化財保管センター	柏町 1-20-19	473-8157
	八ヶ岳自然の家	長野県南佐久郡南牧村 大字海ノ口字八ヶ岳 22 55-1	0267-98-2297
	市民体育館	館 2-2-5	474-7666
	秋ヶ瀬スポーツセンター	上宗岡 4-25-46	473-4360
	武道館	柏町 3-6-19	474-7666

分野	施設名	所在地	電話番号
その他	志木消防署	本町 1-3-1	472-0119
	水道庁舎	中宗岡 1-17-10	473-1299
	志木駅東口地下駐車場	本町 5-26-2	486-0606
	志木駅前自転車駐車場	本町 5-26-2	486-0505
	柳瀬川駅前自転車駐車場	館 2-5-1	476-3590
	志木駅	新座市東北 2-38-1	471-0047
	柳瀬川駅	館 2-5-1	474-4300
	埼玉県南西部消防本部	朝霞市溝沼 1-2-27 (朝霞地区一部事務組合)	460-0119
	志木地区衛生組合 富士見環境センター	富士見市大字勝瀬 480	049-254-1125
	志木地区衛生組合 新座環境センター	新座市大和田 3-9-1	049-254-1125
	志木郵便局	本町 5-20-9	471-1342
	朝霞警察署	朝霞市栄町 5-9-5	465-0110
	〃 志木駅東口派出所	本町 5-26-3	471-0258
	〃 いろは橋派出所	中宗岡 1-3-43	473-2595

〃 柳瀬川駅前派出所	館 2-5-3	475-0045
さいたま地方法務局 志木出張所	本町 1-4-25	476-1230
埼玉県庁	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-824-2111
朝霞市役所	朝霞市本町 1-1-1	463-1111

分野	施設名	所在地	電話番号
その他	和光市役所	和光市広沢 1-5	464-1111
	新座市役所	新座市野火止 1-1-1	477-1111
	富士見市役所	富士見市大字鶴馬 1800-1	049-251-2711
	朝霞保健所	朝霞市青葉台 1-10-5	461-0468

VIII. 市役所庁舎の案内



庁舎名	住所	所属
第1庁舎 (フォーシーズンズ志木マルイファミリー8階)	本町5-26-1	総合窓口課、健康政策課、生活援護課、共生社会推進課(基幹福祉相談センター)、ジョブスポットしき、長寿応援課、子ども支援課、保育課、収納管理課、会計課、課税課、保険年金課、学校教育課、教育総務課、デジタル推進課
第2庁舎 (EH第9ビル)	本町5-24-15	産業観光課、市民活動推進課(新庁舎等完成記念事業推進室)、環境推進課、生涯学習課(埋蔵文化財保管センター)、都市計画課、道路課、建築開発課、新庁舎建設推進室、福祉監査室
第3庁舎 (SKビル)	本町5-21-14	行政管理課、財政課、人事課、市政情報課、政策推進課(公共施設マネジメント推進室・人権推進室)、秘書課
第4庁舎(市民会館)	本町5-11-50	議会事務局、監査事務局、選挙事務局
第5庁舎 (いろは遊学館内)	本町1-10-1	防災危機管理課

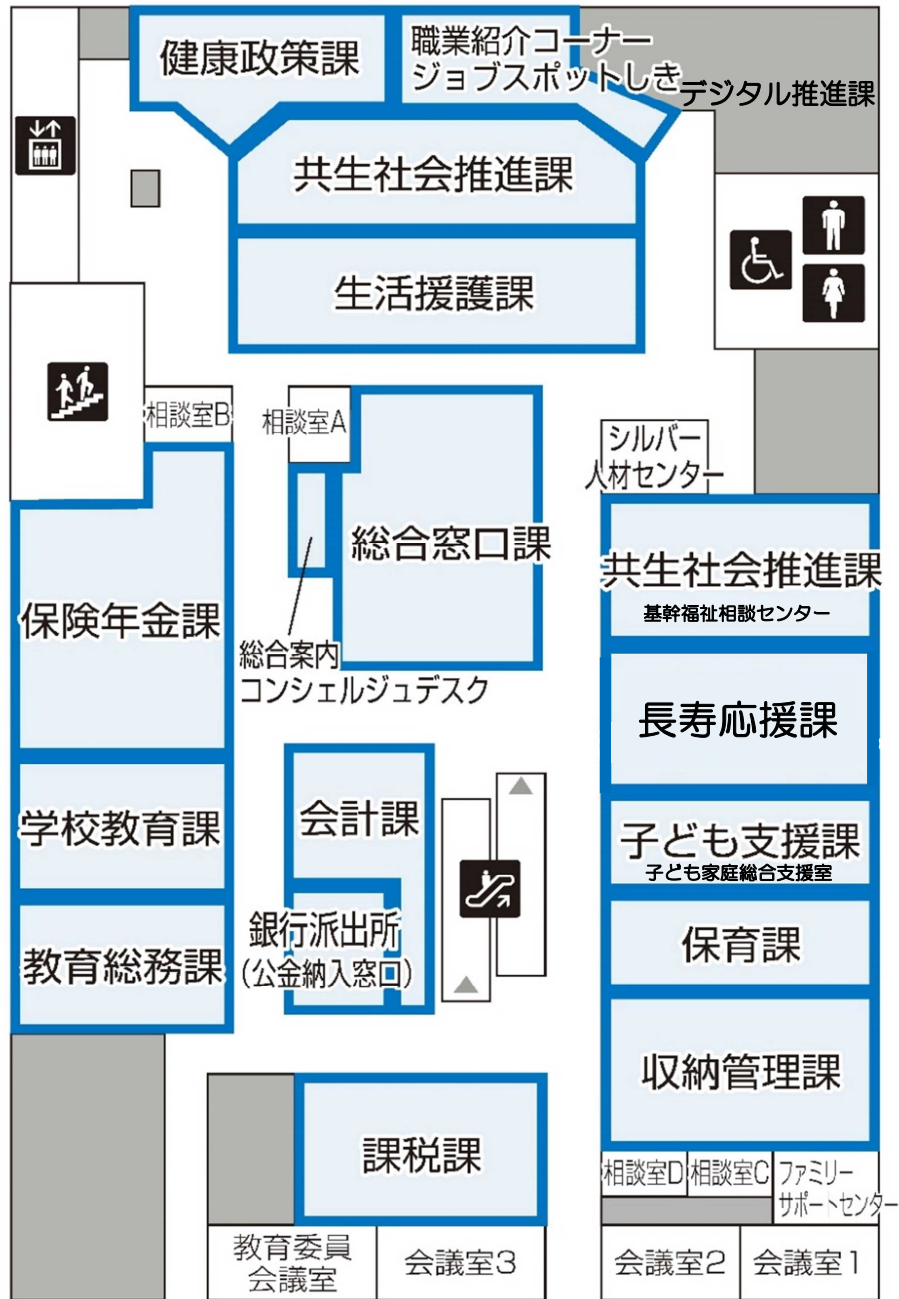
郵便物送付先の住所及び電話番号は、変更ありません。

〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1 ☎048-473-1111 (代表)

※令和4年7月に新庁舎へ移転予定です。

第1庁舎
 フォーシーズンズ志木
 マルイファミリー志木

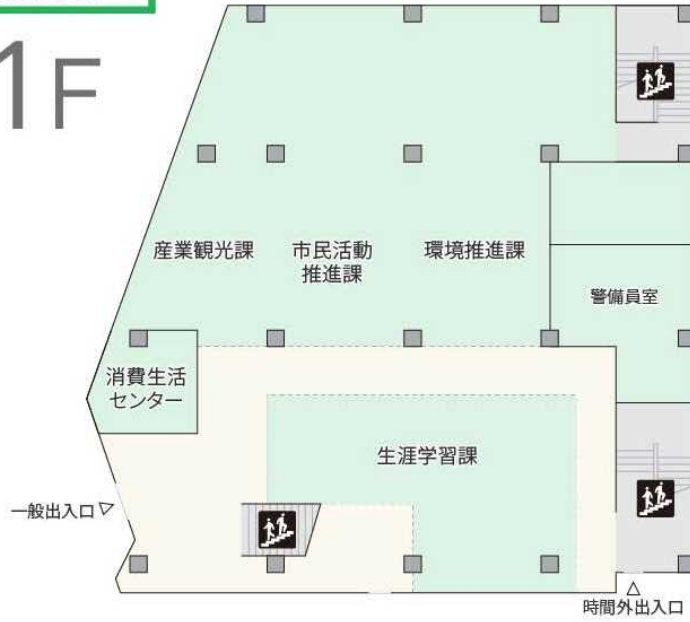
8F



第2庁舎

EH第9ビル

1F

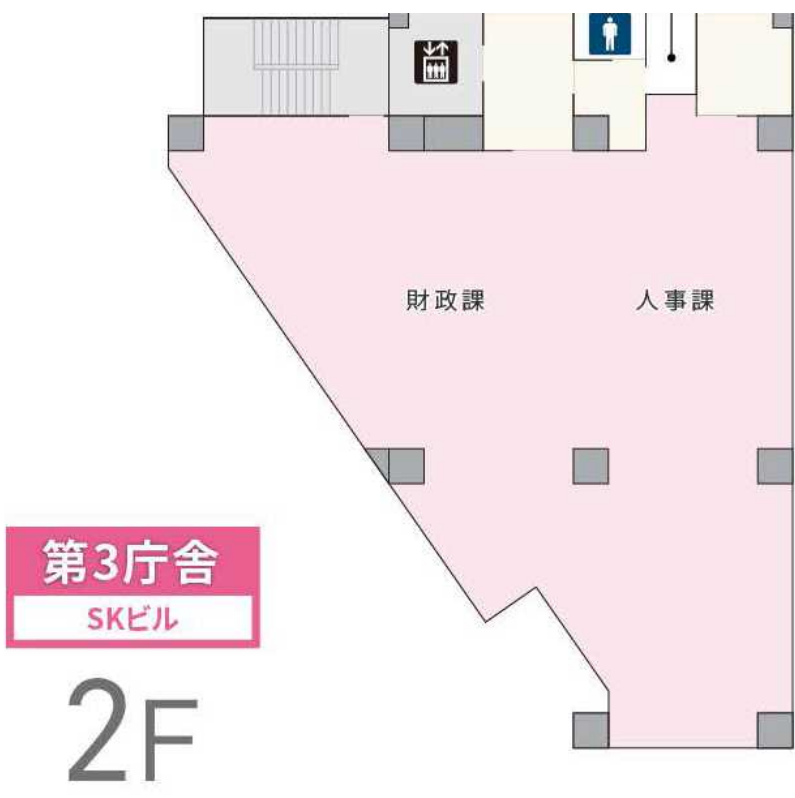
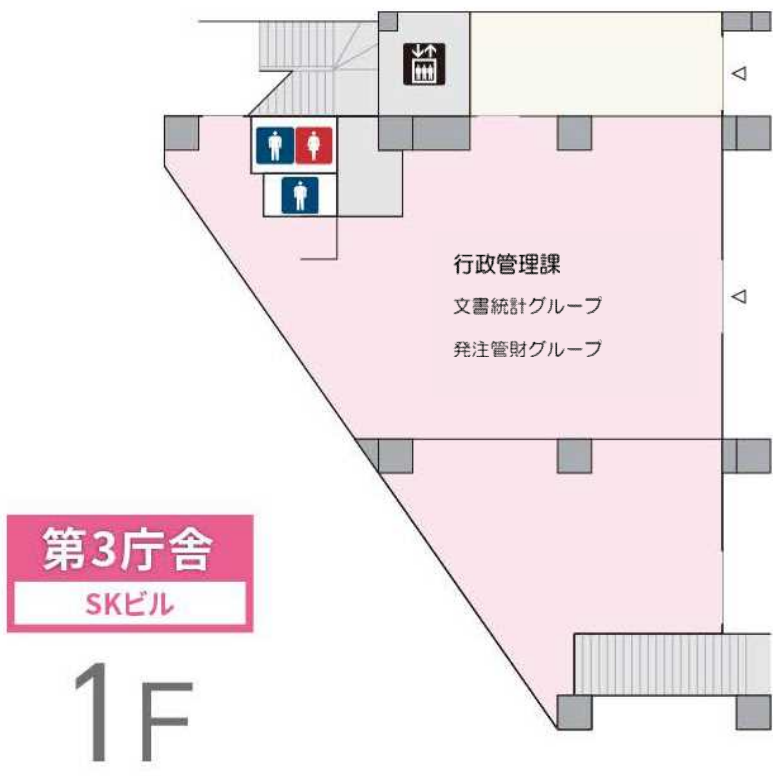


第2庁舎

EH第9ビル

2F







4F フloor図は除く

志木市水道庁舎案内図



— 町内会ガイドブック —

発行日 令和4年6月

発行 志木市町内会連合会

編集 志木市町内会連合会

志木市

事務局

〒353-8501

志木市中宗岡1丁目1番1号

(郵便物送付先住所)

志木市役所第2庁舎

市民生活部市民活動推進課内

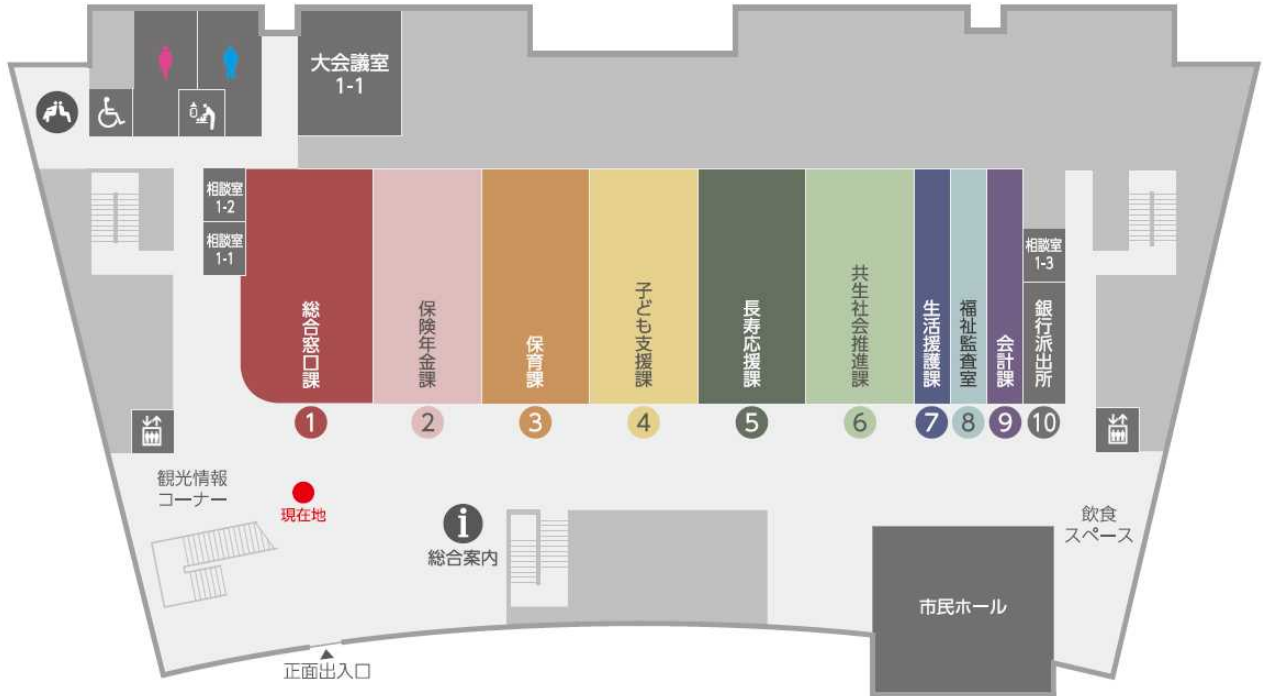
TEL 048-473-1111

FAX 048-474-7009

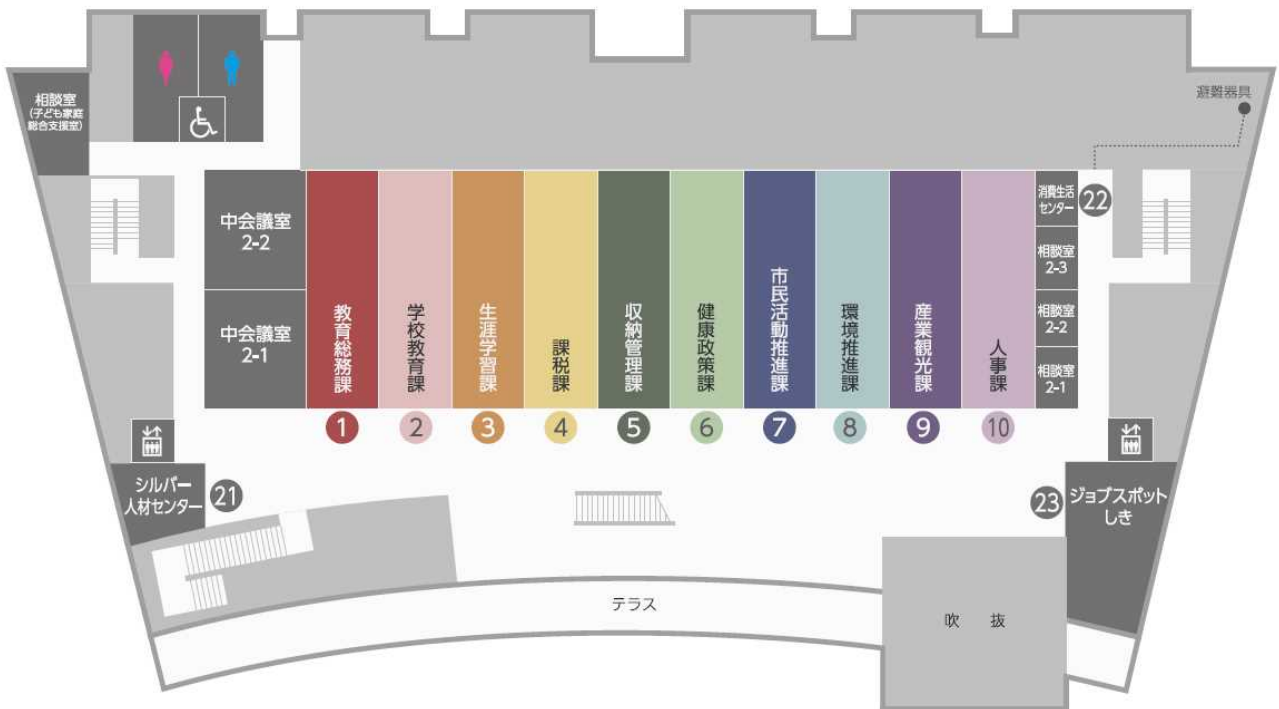
Email machi@city.shiki.lg.jp

志木市役所新庁舎のフロア図

庁舎 1F

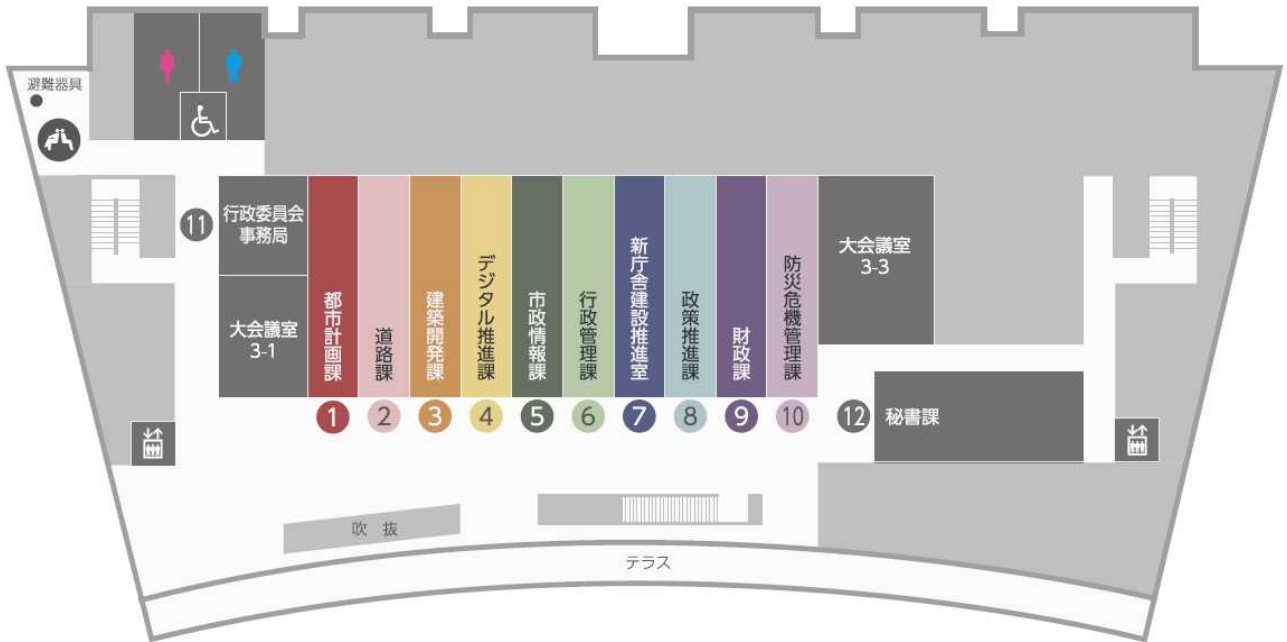


庁舎 2F

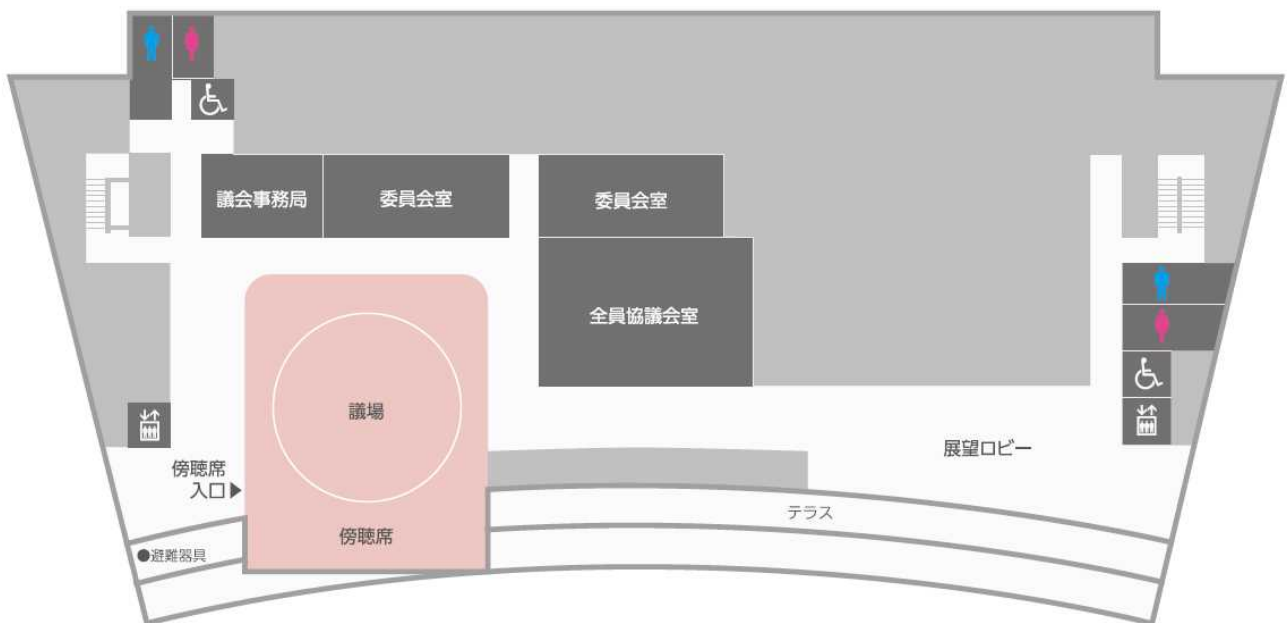


志木市役所新庁舎のフロア図

庁舎 3F



庁舎 4F



表示のない部分はセキュリティエリアになります。

入室に認証が必要となっておりますので、ご用がある場合は職員までお声かけください。

志木市役所新庁舎についての注意点



新庁舎開庁に伴い、駐車場の出入口が変更となります。

お車でご来庁の際は、県道ふじみ野朝霞線（柳瀬川側）から駐車場へご入場ください。

直通電話番号表

ダイヤルイン番号	旧庁舎		新庁舎	
	グループ名	内線番号	グループ名	
048-473-1111	代表番号		代表番号	
048-473-1495	第1庁舎 総合窓口課 住民記録	1016	1階 総合窓口課 住民記録	
048-473-1496	第1庁舎 総合窓口課 戸籍	1026	1階 総合窓口課 戸籍	
048-456-5360		1033	1階 保険年金課 国民年金	
048-473-1645	第1庁舎 保険年金課 国民健康保険	1043	1階 保険年金課 国民健康保険	
048-456-5361		1054	1階 保険年金課 後期高齢者医療	
048-473-1689	第1庁舎 保育課 保育	1058	1階 保育課 保育	
048-473-1764	第1庁舎 保育課 学童保育	1064	1階 保育課 学童保育	
048-476-2330	第1庁舎 子どもと家庭の相談室	1066	1階 子ども支援課 子どもと家庭の相談室	
048-456-5362		1068	1階 子ども支援課 子ども家庭総合支援室	
048-473-1139	第1庁舎 女性相談・男性相談	1073	1階 子ども支援課 女性相談・男性相談	
048-473-1124	第1庁舎 子ども支援 児童虐待ほっとらいん	1076	1階 子ども支援課 児童虐待ほっとらいん	
048-473-1125	第1庁舎 ファミリーサポートセンター	1077	1階 子ども支援課 ファミリーサポートセンター	
048-473-1784	第1庁舎 子ども支援 支給	1081	1階 子ども支援課 支給	
048-473-1297	第1庁舎 長寿応援課 介護認定	1086	1階 長寿応援課 介護認定	
048-473-1348	第1庁舎 長寿応援課 介護保険	1096	1階 長寿応援課 介護保険	
048-473-1395	第1庁舎 長寿応援課 いきがい支援	1103	1階 長寿応援課 いきがい支援	
048-456-5363		1105	1階 共生社会推進課 障がい者支給	
048-473-1464	第1庁舎 共生社会推進課 就労支援センター	1107	1階 共生社会推進課 就労支援センター	
048-473-1449	第1庁舎 共生社会推進課 障がい者福祉	1116	1階 共生社会推進課 障がい者福祉	
048-456-6021	第1庁舎 共生社会推進課 基幹福祉相談センター	1122	1階 共生社会推進課 基幹福祉相談センター	
048-456-5364		1125	1階 共生社会推進課 共生社会推進	
048-473-1457	第1庁舎 生活支援課 生活支援	1134	1階 生活支援課 生活支援	
048-473-1427	第1庁舎 生活支援課 福祉団体	1135	1階 生活支援課 福祉団体	
048-456-5365		1142	1階 福祉監査室	
048-473-1132	第1庁舎 会計課	1146	1階 会計課 会計	
048-473-1137	第1庁舎 教育総務課	2012	2階 教育総務課 教育総務	
048-456-5366		2016	2階 学校教育課 学事庶務	
048-473-1133	第1庁舎 学校教育課	2021	2階 学校教育課 教育指導	
048-456-5367		2027	2階 学校教育課 教育改革	
048-473-1134	第2庁舎 生涯学習課 生涯学習・文化財	2032	2階 生涯学習課 生涯学習・文化財	
048-473-1183	第2庁舎 生涯学習課 スポーツ振興	2035	2階 生涯学習課 スポーツ振興	
048-473-1135	第1庁舎 課税課 資産税	2042	2階 課税課 資産税	
048-473-1126	第1庁舎 課税課 市民税	2056	2階 課税課 市民税	
048-473-1892	第1庁舎 収納管理課 催告用回線		2階 収納管理課 催告用回線	
048-456-5368		2063	2階 収納管理課 収納管理	
048-456-5369		2071	2階 収納管理課 徴収対策	
048-456-5370		2075	2階 健康政策課 検診保険事業	
048-473-1674	第1庁舎 健康政策課 健康政策	2084	2階 健康政策課 健康政策	
048-456-5371		2093	2階 市民活動推進課 市民活動推進	
048-473-1468	第2庁舎 市民活動課 まちづくり推進	2096	2階 市民活動推進課 まちづくり推進	
048-473-1492	第2庁舎 環境推進課	2102	2階 環境推進課 環境推進	
048-475-7360	第2庁舎 産業観光課	2113	2階 産業観光課 商工労政	
048-473-1136	第2庁舎 警備員室	2116	2階 産業観光課 農業振興	
048-473-1120	第3庁舎 人事課	2126	2階 人事課 研修厚生	
048-473-1069		2312	2階 ジョブスポット志木	
048-473-1904	第4庁舎 行政委員会事務局	3012	3階 行政委員会事務局	

直通電話番号表

ダイヤルイン番号	旧庁舎		新庁舎	
	グループ名		内線番号	グループ名
048-473-1913	第2庁舎	都市計画課	3023	3階 都市計画課 まちづくり
048-473-1119	第2庁舎	警備員室	3025	3階 都市計画課 交通
048-473-1905	第2庁舎	道路課	3035	3階 道路課 道路
048-473-1936	第2庁舎	建築開発課 営繕	3042	3階 建築開発課 営繕
048-473-1924	第2庁舎	建築開発課 建築開発	3046	3階 建築開発課 建築開発
048-456-5372			3047	3階 建築開発課 住宅
048-473-1291			3052	3階 デジタル推進課 デジタル推進
048-473-1110	第3庁舎	市政情報課	3057	3階 市政情報課 市政情報
048-473-1791			3062	3階 行政管理課 法務
048-473-1113	第3庁舎	行政管理課 文書統計	3064	3階 行政管理課 文書統計
048-473-1112	第3庁舎	行政管理課 発注管財	3066	3階 行政管理課 発注管財
048-456-6020	第3庁舎	政策推進課 人権	3072	3階 政策推進課 人権
048-473-1127	第1庁舎	会計課	3074	3階 新庁舎建設推進室
048-473-1114	第3庁舎	政策推進課 政策	3076	3階 政策推進課 政策
048-473-1115	第3庁舎	財政課	3083	3階 財政課 財政
048-473-1123	第5庁舎	防災危機管理課	3093	3階 防災危機管理課 防災危機管理
048-473-1116	第3庁舎	秘書課	3513	3階 秘書課 秘書
048-473-1117	第4庁舎	議会事務局	4012	4階 議会事務局

市民活動推進課

FAX：048-474-4462

【まちづくり推進グループ】

市民活動の推進及び市民協働、防犯、暴力排除、自衛隊、町内会（町内会連合会事務局）との連絡調整、コミュニティふれあいサロンに関すること、国際交流

直通電話：048-473-1468

【市民活動支援グループ】

元気の出るまちづくり活動、ふれあい館「もくせい」、世代間交流、NPO、まちづくり推進バンク、地域間交流、コミュニティ掲示板、文化スポーツ振興公社、市民会館、コミュニティ協議会（志木市コミュニティ協議会事務局）

直通電話：048-456-5371